

京都市上下水道企業管理規程第6号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年8月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第5項第23号中「京都市南区東九条東山王町12番地」を「京都市伏見区島津町159番地」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年8月14日から施行する。

(関係規程の一部改正)

2 京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

別表備考1中「及び下水道建設事務所」を削る。

3 京都市上下水道局公印規程の一部を次のように改正する。

別表第2その他の公印の項中「及び管路管理センター所長」を「，管路管理センター所長及び下水道建設事務所所長」に改める。

(上下水道局総務部総務課)